

(議案別冊 1)

平 成 2 7 年 度

川 越 市 補 正 予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計

(平成 2 8 年 2 月 1 9 日 提 出)

目

次

* 一般会計補正予算（第4号） 1 頁

（特別会計）

* 国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） 2 2 頁

* 後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） 2 4 頁

* 水道事業会計補正予算（第1号） 2 6 頁

* 公共下水道事業会計補正予算（第1号） 2 8 頁

議案第 3 1 号

平成 2 7 年度川越市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度川越市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,107,422 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 110,999,523 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表地方債補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		1,744,641	394,048	2,138,689
	1 地方交付税	1,744,641	394,048	2,138,689
12 分担金及び負担金		891,006	△12,231	878,775
	2 負担金	890,975	△12,231	878,744
13 使用料及び手数料		2,155,225	△11,678	2,143,547
	1 使用料	1,543,387	△11,678	1,531,709
14 国庫支出金		16,672,700	△395,579	16,277,121
	1 国庫負担金	13,823,837	19,007	13,842,844
	2 国庫補助金	2,766,925	△414,586	2,352,339
15 県支出金		6,920,539	△617,936	6,302,603
	1 県負担金	3,556,194	9,532	3,565,726
	2 県補助金	1,746,421	△110,596	1,635,825
	3 委託金	1,617,924	△516,872	1,101,052
17 寄附金		2,530	6,094	8,624
	1 寄附金	2,530	6,094	8,624
18 繰入金		3,329,225	△2,677,172	652,053
	1 基金繰入金	3,293,006	△2,677,172	615,834
19 繰越金		2,843,633	2,183,791	5,027,424

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	2,843,633	2,183,791	5,027,424
20 諸収入		3,632,846	30,541	3,663,387
	5 雑入	3,425,146	30,541	3,455,687
21 市債		11,011,800	△7,300	11,004,500
	1 市債	11,011,800	△7,300	11,004,500
歳入	合計	112,106,945	△1,107,422	110,999,523

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,607,133	91,765	11,698,898
	1 総務管理費	9,286,666	69,214	9,355,880
	3 戸籍住民基本台帳費	404,663	57,948	462,611
	4 選挙費	287,212	△31,897	255,315
	5 統計調査費	169,926	△3,500	166,426
3 民生費		44,603,562	188,801	44,792,363
	1 社会福祉費	19,534,780	326,860	19,861,640
	2 児童福祉費	17,173,188	△352,376	16,820,812
	3 生活保護費	7,893,088	214,317	8,107,405
4 衛生費		15,419,497	△87,343	15,332,154
	1 保健衛生費	7,934,920	△29,343	7,905,577
	2 清掃費	5,184,577	△58,000	5,126,577
5 労働費		237,511	△35,265	202,246
	1 労働費	237,511	△35,265	202,246
7 商工費		1,757,836	34,225	1,792,061
	1 商工費	1,757,836	34,225	1,792,061
8 土木費		9,183,797	△1,344,069	7,839,728

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋りょう費	2,666,266	△175,600	2,490,666
	3 河川費	375,954	△12,000	363,954
	4 都市計画費	5,164,337	△1,152,987	4,011,350
	5 住宅費	273,067	△3,482	269,585
9 消防費		4,502,515	△113,591	4,388,924
	1 消防費	4,502,515	△113,591	4,388,924
10 教育費		14,068,138	194,706	14,262,844
	1 教育総務費	2,512,991	△39,142	2,473,849
	2 小学校費	1,978,408	△67,865	1,910,543
	3 中学校費	1,374,411	352,054	1,726,465
	6 社会教育費	2,302,846	△50,341	2,252,505
13 諸支出金		158,673	△36,651	122,022
	2 土地開発公社費	94,375	△36,651	57,724
歳出	合計	112,106,945	△1,107,422	110,999,523

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	本耐事 庁震 舎化業	千円		千円	千円		千円
			1,221,000	平成25年度	151,400	1,182,300	平成25年度	151,400
				平成26年度	813,700		平成26年度	813,700
平成27年度	255,900	平成27年度		217,200				

第3表 繰越明許費補正
(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電子市役所の推進	211,964千円
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	99,189千円
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度事務	10,476千円
		民間保育所補助等	136,597千円
7 商工費	1 商工費	商工業振興	33,625千円
8 土木費	2 道路橋りょう費	幹線道路(市道)整備(用地)	21,149千円
		生活道路(市道)改良(用地)	19,936千円
		地区整備計画推進(道路改良)(用地)	1,867千円

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	中央通り地区整備	886千円
		県道川越越生線交通安全施設整備	29,776千円
		新宿町三丁目交差点整備	8,912千円
		川越駅南大塚線(用地)	29,858千円
		本川越駅前通線(用地)	5,244千円
		交差点改良(用地)	8,083千円
10 教育費	1 教育総務費	幼稚園就園奨励費	5,184千円
	3 中学校費	中学校大規模改造	490,052千円

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
臨時福祉給付金給付事業業務委託	平成27年度から平成28年度まで	165,780千円

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
東武東上線新河岸駅の橋上 駅舎及び東西連絡自由通路等 の整備事業費	平成28年度から 平成29年度まで	2,103,000千円	平成28年度から 平成29年度まで	2,123,000千円

第5表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
情報システム 整備事業費	千円 182,400	普通貸借 又は 証券発行	％ 5.0以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
本庁舎 アスベスト 除去事業費	千円 54,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 2,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
本庁舎耐震 化事業費	172,300	同 上	同上	同 上	158,100	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公立児童 福祉施設 整備事業費	千円 74,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 0	—	—	—

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
道路環境 整備事業費	千円 189,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 192,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路新設 改良事業費	596,800	同 上	同上	同 上	538,900	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
橋りょう 新設改良 事業費	千円 109,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 97,200	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
河川整備 事業費	191,700	同 上	同上	同 上	180,900	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
本川越駅 周辺地区 整備事業費	千円 88,300	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 77,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
新河岸駅 周辺地区 整備事業費	427,100	同 上	同上	同 上	451,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
街路事業費	千円 459,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 283,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公園整備 事業費	121,300	同 上	同上	同 上	121,700	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
公営住宅 改修事業費	千円 20,400	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 17,800	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校施設 整備事業費	154,900	同 上	同上	同 上	147,300	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小学校耐震 補強事業費	千円 24,600	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 14,900	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
小学校 大規模改造 事業費	222,200	同 上	同上	同 上	167,500	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
中 学 校 耐 震 補 強 事 業 費	千円 141,000	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 75,300	普通貸借 又 は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中 学 校 大 規 模 改 造 事 業 費	192,000	同 上	同上	同 上	525,800	同 上	同上	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
図書館改修 整備事業費	千円 18,700	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 16,100	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0 以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、据置期間は2年以内とし、本市財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 3 2 号

平成 2 7 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 7 年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表歳入予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日 提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入予算補正

(1) 歳入

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		7,856,126	542,464	8,398,590
	1 国庫負担金	6,730,205	542,464	7,272,669
4 前期高齢者交付金		10,993,140	△1,753,057	9,240,083
	1 前期高齢者交付金	10,993,140	△1,753,057	9,240,083
8 繰入金		2,809,023	393,811	3,202,834
	1 他会計繰入金	2,809,022	393,811	3,202,833
9 繰越金		1,018,239	816,782	1,835,021
	1 繰越金	1,018,239	816,782	1,835,021
歳入合計		43,864,330	0	43,864,330

議案第33号

平成27年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度川越市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,516,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		564,726	4,741	569,467
	1 一般会計繰入金	564,726	4,741	569,467
歳入合計		3,511,800	4,741	3,516,541

(2) 歳出

(△印 減) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		114,677	△4,597	110,080
	1 総務管理費	104,220	△4,597	99,623
2 広域連合納付金		3,389,123	9,338	3,398,461
	1 広域連合納付金	3,389,123	9,338	3,398,461
歳出合計		3,511,800	4,741	3,516,541

議案第34号

平成27年度川越市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成27年度川越市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度川越市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業の概要			
配水管新設、改良等 事業費	2,373,753千円	△16,000千円	2,357,753千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 水道事業費用	6,610,199千円	△74,992千円	6,535,207千円
第1項 営業費用	6,264,030千円	△82,500千円	6,181,530千円
第2項 営業外費用	229,561千円	7,508千円	237,069千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,255,345千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額159,035千円、減債積立金100,000千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,774,500千円及び当年度分損益勘定留保資金121,810千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	3, 0 7 9, 7 0 2 千円	△ 2 4, 9 1 4 千円	3, 0 5 4, 7 8 8 千円
第1項 建設改良費	2, 3 8 8, 6 3 4 千円	△ 2 4, 9 1 4 千円	2, 3 6 3, 7 2 0 千円

平成28年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明

議案第35号

平成27年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成27年度川越市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度川越市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項 目）		（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（4）主要な建設改良事業の概要				
公共下水道施設整備	事業費	1, 324, 613千円	△251, 556千円	1, 073, 057千円
公共下水道施設改良	事業費	515, 887千円	△108, 889千円	406, 998千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入				
第1款	下水道事業収益	6, 218, 542千円	△23, 000千円	6, 195, 542千円
第1項	営業収益	4, 290, 471千円	420千円	4, 290, 891千円
第2項	営業外収益	1, 927, 961千円	△23, 420千円	1, 904, 541千円
支 出				
第1款	下水道事業費用	6, 112, 464千円	3, 685千円	6, 116, 149千円

第1項 営業費用	5,514,623千円	△23,000千円	5,491,623千円
第2項 営業外費用	503,851千円	26,685千円	530,536千円

第4条 予算第4条本文括弧書を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,582,235千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,393千円及び過年度分損益勘定留保資金1,502,842千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,633,110千円	△386,290千円	1,246,820千円
第1項 企業債	1,075,100千円	△304,800千円	770,300千円
第2項 国庫補助金	169,090千円	△90,790千円	78,300千円
第7項 他会計補助金	261,592千円	9,300千円	270,892千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,276,429千円	△447,374千円	2,829,055千円
第1項 建設改良費	2,125,602千円	△447,374千円	1,678,228千円

第5条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	不老川右岸 第1排水区 雨水貯留管 整備事業	千円 690,000	平成26年度	千円 340,000	千円 611,785	平成26年度	千円 340,000
				平成27年度	350,000		平成27年度	271,785

第6条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設 改良事業費	千円 1,075,100	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。	千円 770,300	普通貸借	年 5.0 %以内	政府資金又は地方 公共団体金融機構に ついては、その融資 条件による。銀行そ の他の場合にはその 債権者と協定するも のとする。 ただし、企業財政 その他の都合により 繰上償還又は低利に 借換えることができ る。

第7条 予算第11条中「325,666千円」を「329,746千円」に改める。

平成28年2月19日提出

川越市長 川 合 善 明